
クレジットポイント利用規約

第1条（本規約の目的）

クレジットポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、株式会社高知大丸（以下「高知大丸」といいます。）と提携して発行するウイングカードプライム（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がクレジットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
- 3.会員が本ポイントサービス以外に当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

- 1.当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、200円（消費税を含みます。）につき1ポイントを会員に付与し、当該ポイントは毎月16日以降、高知大丸が提供するポイントに自動的に移行付与するものとします。
- 2.前項の換算・付与には、高知大丸でのカード利用代金、Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAYのチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
- 3.本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。

第4条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、当社が高知大丸にポイント数を移行付与する時点で、会員が本カードの会員資格を有している場合にのみ行われるものとします。

第5条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第6条（権利の喪失及びサービス停止等）

会員が次の各号に該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

- (1)ジャックスカード会員規約、ウイングカードプライム特約または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (2)違法行為または不正行為を行った場合。
- (3)支払債務を延滞した場合。
- (4)その他会員として不適格と当社が判断した場合。

第7条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続

させることはできません。

第8条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、換算・付与、引換条件、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第9条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

1.当社は、やむをえない理由を除いて、相当の告知期間を設けて、本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

第10条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。